

一般社団法人日本ロボット学会 調査研究委員会運営規程

2011年11月15日理事会制定

(目的)

第1条 調査研究委員会(以下委員会という)の調査研究を円滑にするために本規程を設ける。

(ワーキンググループ)

第2条 委員会は、その調査研究の目的に応じて調査研究委員会ワーキンググループ(以下ワーキンググループという)を設置することができる。

(設置)

第3条 ワーキンググループの設置および構成委員数は委員長の提案に基づき理事会が決定する。

(委嘱)

第4条 ワーキンググループは、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(構成)

第5条 ワーキンググループには、主査1名、幹事1名を置き、委員会委員の中から委員長が指名する。

(招集)

第6条 ワーキンググループの招集は、ワーキンググループ主査が行う。

(任期)

第7条 ワーキンググループの任期は委員会と同じとする。

(報告)

第8条 ワーキンググループは、委員会の方針にしたがって、調査研究を行いその結果を委員長に報告する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、企画理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附則

1. この規程は2011年11月15日より実施する。